

このたび、東京大学では、分子細胞生物学研究所旧加藤研究室における学術雑誌掲載論文の不正の疑いに関する最終報告をまとめました。

調査の結果、相当数の論文において、掲載された図に科学的に不適切な箇所が確認されました。不正行為（捏造・改ざん）が行われたと認定された論文が多数にのぼり、学術の健全な発展を大きく揺るがしたことは誠に遺憾です。

こうした不正行為が長期にわたり相当数の関係者を巻き込んで行われた状況に鑑みて、現場の研究者の意識をさらに高めることはもちろん、総長としても自らを戒めて研究倫理の全学への十全な浸透のために邁進すべく報酬の10分の1を3ヶ月返納する措置をとります。東京大学では、臨床研究などをめぐるいくつかの事案も明らかになっており、自らを戒めつつ研究倫理の徹底を図りたいと考えています。

東京大学において、学術研究に従事する者としての倫理観や規範意識の醸成についての取り組みをいっそう強化し、高い研究倫理を精神風土として知の限界に挑戦する活動が日々自由闊達に行われる環境の成熟を目指していく所存です。

平成 26 年 12 月 26 日

東京大学総長
濱田純一